

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた  
手形・でんさい取引等に関するお知らせ

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、盛岡信用金庫では、手形等の取立、支払猶予処分等について、十分配慮する便宜的なお取扱いを行っておりますので、お気軽にご相談いただきますようお願い申し上げます。

- 新型コロナウイルスの感染症の影響により、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるよう努めます。
- 新型コロナウイルスの感染症の影響により、支払ができない手形、小切手の不渡報告への掲載および取引停止処分や電子記録債権の取引停止等についてもご相談ください。

以上